

(仮称)台東区景観まちづくり賞(案)

◎目 的

台東区景観条例第35条第1項※に基づき、台東区景観計画に規定する景観形成に寄与している
と認められる建築物や、景観形成に寄与している団体、活動に対して表彰を行うことにより、区民
及び事業者の景観に対する意識の向上を図るとともに、良好な景観形成の推進に資することを目的
とする。

◎実施概要

1. 賞の種類（年度毎に各3件程度を選定）

(1) 建築景観賞

景観協議を行った建築物の中から、景観アドバイザーの意見を聴き区が候補を選定する。

(2) 景観づくり賞

一般公募又は区が候補を選定する。自薦又は他薦

2. 表彰の対象

(1) 建築景観賞

次に掲げる条件に該当し、その形態、意匠、色彩及び外並びに緑地等が周辺環境と調和して
整備され、特に優れた環境を創出したと認められる建築物

ア 台東区景観条例に基づく完了報告書が区に提出された民間施設

イ 完成後2年以内のもの

ウ 建築基準法の規定による検査済証の交付を受けているもの

(2) 景観づくり賞

都市景観の形成に貢献したと認められる特に優れた活動に係る個人、団体又は事業者

3. 選定基準

(1) 建築景観賞

ア 地域特性をいかし、周辺のまちなみと調和した景観を創出しているもの

イ 緑豊かな潤いとやすらぎのあるまち並み形成に寄与しているもの

ウ 文化性に優れ、周辺の景観形成に寄与しているもの

エ 歴史的・文化的な景観資源をいかした景観を形成しているもの

オ 都市景観の創造に先導的な役割を果たし、景観に対する意識啓発に寄与しているもの

(2) 景観づくり賞

ア 継続的な活動により、景観の魅力を高めている活動やイベント

イ まちなみの魅力を向上させている工夫や取り組み

ウ 公共的空間の利用を促進する活動

エ 魅力や賑わいを創出するイベントやお祭り等

オ 区民同士の活発な交流の場を創出している活動 等

4. 選 定

選定は、候補の中から台東区景観審査委員会が行い、台東区景観審議会の意見を聴き、区長が
決定する。

5. 賞の授与

(1) 建築景観賞

選定した施設の建築主、所有者又は管理者に対し、表彰状及び銘板を授与することができる。

銘板を授与した場合は、当該銘板を表彰対象物件の外壁その他公衆の目に触れやすい場所に設置する。

6. 公表

表彰を受けた表彰者及び表彰対象となった建築物等は、区民・事業者の意識向上と景観づくりの普及・啓発のため台東区ホームページやまとめ冊子等で広く公表する。

※台東区景観条例

第35条 区長は、良好な景観の形成に著しく貢献すると認められる活動を行う者を表彰することができる。

2 区長は、前項の規定により表彰しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

【景観まちづくり賞選定の流れ】

